

# 正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

## 第19回 ホームページの作成費用は損金算入？

公認会計士・税理士 溝端 浩人  
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。この度、インターネット上に広告宣伝用のホームページを開設しました。ホームページには会社の事業内容や商品の説明を掲載している他に、自社商品のオンラインショッピング機能がついています。このホームページの作成費用は、経費として処理することができるのでしょうか？

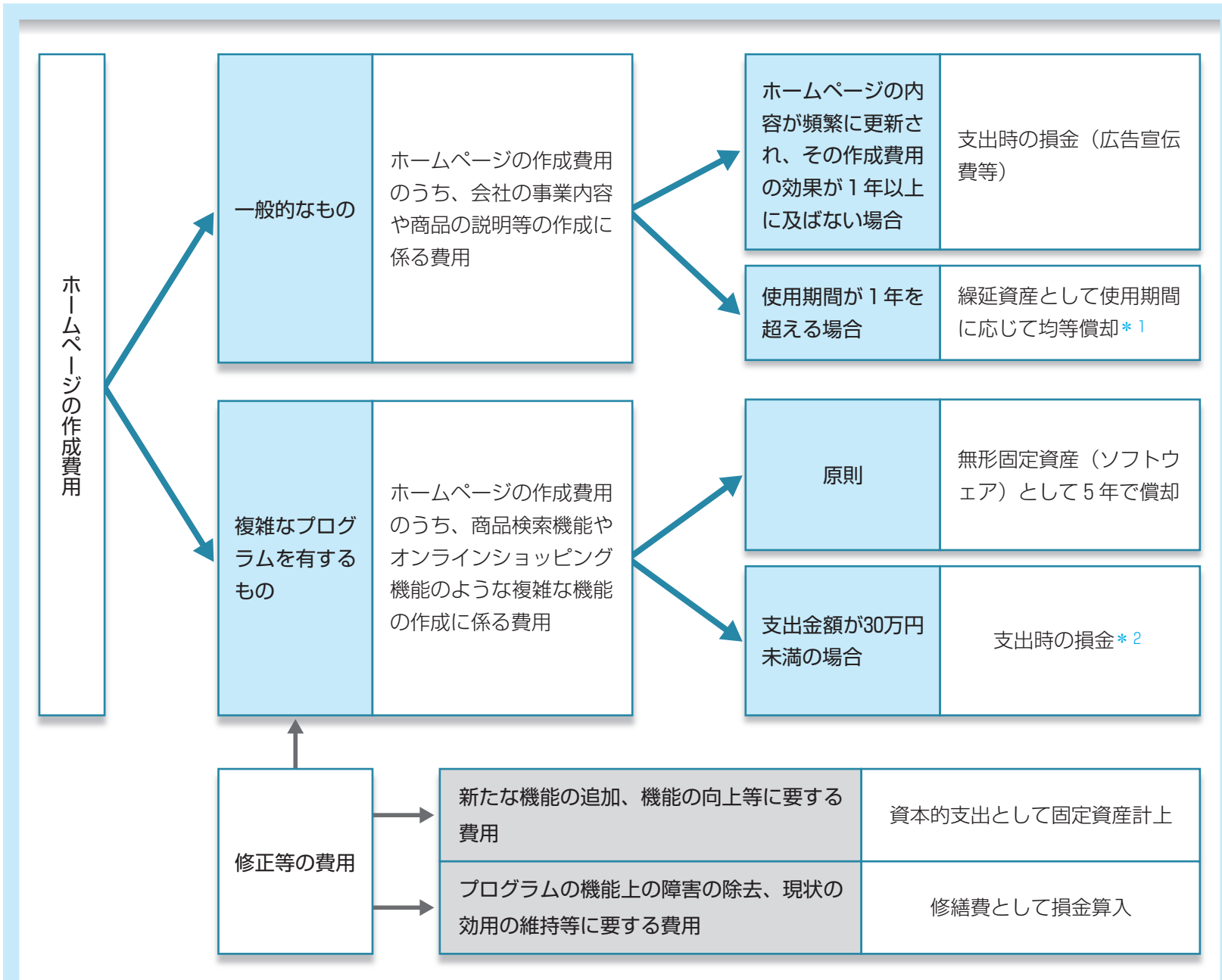


ホームページは、その内容が頻繁に更新されるので、その作成費用は原則として支出時の損金として処理することができます。

ただし、商品のオンラインショッピング機能のような複雑な機能の作成に係る部分については、ソフトウェアに該当するので、原則として無形固定資産に計上し、減価償却の方法で損金の額に算入していくことになります。

### 解説

#### ■ ホームページの作成費用の取扱い



\*1 支出金額が20万円未満の場合は支出時の損金として処理することができます。

\*2 青色申告書を提出する中小企業者等（常時使用する従業員の数が1,000人を超える中小企業者等を除く）が、平成32年3月31日までの間に取得等し事業供用した減価償却資産のうち取得価額が10万円以上30万円未満のものについては、その取得価額相当額をその事業供用時に一時に損金算入することができます（年間300万円が限度）。

#### 著者紹介



みそばた ひると  
**溝端 浩人**（公認会計士・税理士）  
朝日監査法人（現有限責任あすさ監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。  
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき  
**松本 栄喜**（税理士）  
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。  
【事務所】大阪市淀川区西中島

#### 著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

